令和５年７月28日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次


招集告示 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ 1

議事日程 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ 3
出席議員 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ 4
欠席議員 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ 4
説明のための出席者 ･･････････････････････････････････････････････････････････････ 4
職務のため出席した事務職員 ･･････････････････････････････････････････････････････ 5
開会・開議 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････ 6
議事日程について ･･････････････････････････････････････････････････････････････････ 6
会議録署名議員の指名 ･･････････････････････････････････････････････････････････････ 6
会期の決定 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････ 6
諸報告 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ 6
管理者提出議案の報告 ･･････････････････････････････････････････････････････････････ 7
管理者の挨拶 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････ 7
一般質問 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ 9
議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ･･････････････････････････････････････ ３４
議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決 ･･････････････････････････････････････ ４０
議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ･･････････････････････････････････････ ４２
議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ･･････････････････････････････････････ ４４
議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決 ･･････････････････････････････････････ ４５
閉　　会 ･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････ ４６

秩父広域市町村圏組合告示第５７号

令和５年第２回（７月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和５年７月２１日

秩父広域市町村圏組合
管理者　北　堀　　篤

１．期　　日　　令和５年７月２８日（金）午前１０時

２．場　　所　　秩父市役所本庁舎４階議場

令和５年７月２８日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和５年７月２８日午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸報告

第　４　管理者提出議案の報告

第　５　一般質問

第　６　議案第１８号　令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について

第　７　議案第１９号　秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第　８　議案第２０号　令和５年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第２回）

第　９　議案第２１号　令和５年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１回）

第１０　議案第２２号　秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

（開会　午前１０時００分）

出席議員（１６名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 小松穂波 議員 | ２番 | 髙野佳男 議員 |
| ３番 | 清野和彦 議員 | ４番 | 笠原宏平 議員 |
| ５番 | 本橋　貢 議員 | ６番 | 赤岩秀文 議員 |
| ７番 | 木村隆彦 議員 | ８番 | 小櫃市郎 議員 |
| ９番 | 若林想一郎 議員 | １０番 | 関根　修 議員 |
| １１番 | 新井達男 議員 | １２番 | 四方田　実 議員 |
| １３番 | 大島瑠美子 議員 | １４番 | 新井利朗 議員 |
| １５番 | 髙橋耕也 議員 | １６番 | 猪野武雄 議員 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | |
|---|---|
| 北堀　篤 | 管理者 |
| 森　真太郎 | 副管理者 |
| 富田能成 | 理事 |
| 柴﨑　勉 | 理事 |
| 大澤タキ江 | 理事 |
| 引間正人 | 監査委員 |
| 野澤好博 | 事務局長 |
| 小林幸夫 | 会計管理者 |
| 新井　守 | 消防長 |
| 北堀史子 | 水道局長 |
| 宮城　敏 | 事務局参事兼福祉保健課長 |
| 本峯治彦 | 事務局次長兼管理課長 |
| 濵田雅之 | 事務局次長兼業務課長 |
| 加藤好一 | 消防本部次長兼危機防災管理監 |
| 黒沢武徳 | 専門員兼警防課長 |
| 千島　武 | 水道局次長兼大滝・荒川事務所長 |

| | |
|---|---|
| 原島　健 | 水道局次長兼横瀬事務所長 |
| 井上昌行 | 水道局技監兼浄水課長 |
| 浅見　修 | 水道局技監兼工務課長 |
| 佐宗孝幸 | 秩父クリーンセンター所長 |
| 新井賢淳 | 小鹿野し尿処理センター所長 |
| 岩﨑　武 | 総務課長 |
| 鈴木和行 | 予防課長 |
| 八木　修 | 経営企画課長 |
| 浅賀進二 | 皆野・長瀞事務所長 |
| 権頭義典 | 西秩父事務所長 |

職務のため出席した事務職員

| | |
|---|---|
| 岩田　聡 | 書記長 |
| 横田真一 | 書記 |

午前１０時００分　開会

○開会・開議

**議長（新井利朗議員）**　ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和５年第２回秩父広域市町村圏組合議会７月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

**議長（新井利朗議員）**　議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

**議長（新井利朗議員）**　まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

６番　　赤　岩　秀　文　議員

７番　　木　村　隆　彦　議員

８番　　小　櫃　市　郎　議員

以上３名の方にお願いいたします。

○会期の決定

**議長（新井利朗議員）**　次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

○諸報告

**議長（新井利朗議員）**　次に、諸報告を行います。

まず、管理者から令和４年度水道事業会計に係る予算繰越額、継続費逓次繰越額、継続費の精算及び資金不足比率について、それぞれ報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の検査結果がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

（引間正人監査委員登壇）

**引間正人監査委員**　おはようございます。監査委員の引間でございます。地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年１月から５月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年５月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は10億9,230万6,380円、水道事業会計の残高は47億9,020万1,094円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長（新井利朗議員）**　以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長（新井利朗議員）**　次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

**議長（新井利朗議員）**　この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　議員の皆さん、おはようございます。新井議長からお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合議会７月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、６月２日から３日にわたり台風２号や梅雨前線の影響で四国から関東にかけて記録的な大雨となりました。埼玉県内でも越谷市や草加市など、県東部を中心に住宅の浸水や道路の冠水などの大きな被害が発生し、県は令和元年の台風19号以来の災害救助法の適用をいち早く決定をいたしました。また、７月に入りましてからは、九州地方や中国地方の各地で線状降水帯が相次いで発生し、記録的な大雨に見舞われ、水害や土砂災害など甚大な被害をもたらしました。さらに、東北地方では活発な梅雨前線が停滞し、秋田県を中心に数日にわたって大雨が降り続き、土砂災害に伴う

道路の損壊や水道管の破損、建物の浸水等の被害が発生をいたしました。犠牲となられました方々に衷心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早く日常を取り戻せますことを心より祈念をいたします。

これから台風シーズンを迎えますが、先月の豪雨のように、台風の進路から離れた地域においても、線状降水帯の発生により局地的に集中豪雨をもたらす危険性が高まります。発生のメカニズムも未解明の点も多く、線状降水帯による大雨の正確な予測はまだ難しい面があるということですが、今後も線状降水帯の発生が予想されるときは、さらに大雨に対する警戒などを高めるとともに、地域住民の安全や水道などのライフラインの確保に全力を挙げて対処してまいりたいと存じますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願いをいたします。

それでは、本日執行部でご提案をいたします議案の概要につきまして説明をさせていただきます。本定例会では、ご審議いただきます議案は５件でございます。

まず、議案第18号　令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決と認定を得たいため提出するものでございます。

次に、議案第19号　秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先日秩父市で導入された子育て時間制度を参考とし、職員の子育て支援を図るために、子供の小学校就学後も現行の部分休業と同様に取り扱うことができる休暇制度を新設するため、所要の改正を行いたいものでございます。

次に、議案第20号　令和５年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第２回）につきましては、小鹿野し尿処理センターの運転管理業務を公募型プロポーザル方式により業者選定を行うため、委託予定期間の３か年について債務負担行為を設定したいものでございます。また、秩父クリーンセンターにおきましては、ごみクレーンの巻き上げドラム故障が発生し、至急修繕が必要なことから、クリーンセンター費において歳出補正予算を計上し、その財源として予備費を充当したいものでございます。

議案第21号　令和５年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１回）につきましては、秩父市及び長瀞町による物価高騰対策事業実施に伴う水道料金の減額と他会計負担金の追加計上を行い、建設改良費の増額と消費税及び地方消費税還付金等の変更について補正を行いたいものでございます。

次に、議案第22号　秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、髙橋正樹委員が本年７月31日付で任期満了となるため、引き続き髙橋委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

連日のように厳しい暑さが続いておりますが、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためにご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、管理者としての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○一般質問

**議長（新井利朗議員）**　これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

16番、猪野武雄議員。

（16番　猪野武雄議員登壇）

**16番（猪野武雄議員）**　皆さん、おはようございます。16番の猪野武雄でございます。議長より許可をいただいておりますので、一般質問にこれから入らせていただきます。

なお、まずは傍聴席に、この猛暑の中熱心にお越しいただきました傍聴者の方に対しまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。これより一般質問に入らせていただきますけれども、鬱陶しいでしょうけれども、マスクをしたまま、どこまでつけたままでいられるか分かりませんけれども、当面マスクをつけたままで失礼いたします。

私は、本水道問題に関しましては、ちょうど１年前の７月の本定例会において、県内水道一本化の早期実現に関しまして一般質問をさせていただいたところであります。このたび３月に県水道ビジョンが改定されました。これによれば、期待した県内水道一本化が大きく後退し、絶望的な状況になっています。それは県内水道一本化を目指すとした12ブロックの事業統合について、事業体ごとに内情が異なることから、事業統合に限定しない広域化推進を可能としていることであります。これは県水統合による県水道料金統一、結果高料金緩和ができますけれども、これが不可能を意味するものであります。このままでは未来永劫、高い水料金に苦しむことになります。このため県内水道統合以外の手段による水道料金の引下げ対策の必要性を強く感じるところであります。秩父圏域内の水道受益者が、何よりも納得のいく価格で安心な水道需給環境の確立が求められていると強く考えます。

通告書の内容を読ませていただきます。１、水道事業に関しまして。秩父広域水道の高料金緩和について。

秩父広域水道では、事業統合後７年を経過するも、水源地にありながら水道料金が県内の他地域

と比較して最も高く、大変不条理であります。この中で、本年３月、埼玉県水道ビジョンが改定されました。これによれば、水道事業の統合に関し、「県内には経営に不安がなく、不利な統合を望まない水道事業者があり、これら事業者の内情に配慮した多様な広域化を推進する」としており、ブロック単位の事業統合を経た広域化をはじめ、県内水道一本化と県内水道料金統一による高料金緩和が絶望的になったと言わざるを得ません。

そこで、本県水道ビジョン改定に係る見解と今後の対策について伺います。

壇上での質問は以上であります。これ以降は質問席にて質問させていただきます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

**北堀史子水道局長**　猪野議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県水道ビジョンの改定についてですが、埼玉県が平成23年３月に改定した埼玉県水道ビジョンでは、人口減少に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大といった、将来水道事業が単独では困難な課題に対し、事業基盤の強化を図るために、事業者の枠を超えた広域的な連携による取組、いわゆる広域化が有効とし、将来の県内水道一本化を見据え、県域を12のブロックに分け、ブロックごとに平成42年を目途に事業統合を目指すとしておりました。

しかしながら、施設の更新や耐震化を計画的に行っている比較的施設状況がよい事業者と、そうでない事業者あるいは料金改定を適切に行っている比較的財政状況がよい事業者と、そうでない事業者など、各ブロックの中で施設格差や料金格差などがあり、相対的に状況がよい事業者側に事業統合の必要性やメリットが見出せないといったことから、事業者ごとに認識が異なるため、約10年間で秩父地域以外、進展がない状況です。

そのような状況を踏まえ、埼玉県は平成23年３月の埼玉県水道ビジョンで「将来の県内水道一本化を見据え、ブロック単位での事業統合による広域化に取り組み、事業基盤の強化を図る」としていた基本理念を、今回の改定では「将来の県内水道一本化も見据えつつ、各水道事業者の実情に応じた多様な広域化に取り組み、事業基盤の強化を図る」と改め、目標時期やスケジュールについての記載がなくなりました。広域化の方法やスケジュールに具体性がなくなってしまったことは、当水道局としましても残念に思っているところであります。

しかしながら、埼玉県としましては、埼玉県の県内水道一本化の目標を取り下げたわけではありません。また、将来的な運営状況の悪化を見込み、現在のうちから事業統合を進めるべきと考える事業者や既に運営状況が悪化しており、早期の事業統合を求める事業者など、状況は違いますが、事業統合の必要性を認識している事業者も一定数存在しております。令和２年度実施されたアンケートでは、事業統合や経営の一体化のほか、施設の共同化や技術支援など広域連携を含めますと埼玉県内45％の水道事業者が何らかの形での広域化が必要と回答しており、今度経営状況が悪化する

水道事業者も増えていくものと予想されることから、より事業統合の必要性は高くなるものと考えます。当水道局も、これまでと同様に埼玉県内の広域化を推進する姿勢を継続し、事業統合等に向け積極的な働きかけをしていく所存でございます。

なお、改定された水道ビジョンの86ページ、広域化の推進体制の記述には、秩父広域市町村圏組合の役割が示されております。「秩父広域市町村圏組合については、１市４町による事業統合を実現したノウハウを持つ先進事業者として、他の県内事業者へ事業統合に関する助言等を行う役割が期待される。なお、秩父広域市町村圏組合は、施設統廃合等の広域化に関する事業に取り組んでいるところであり、秩父地域の事業統合がしっかりと成果をもたらすよう、県全体でバックアップする必要がある。具体的には、広域化に関する事業について、確実な補助金交付による財政的支援、技術系職員の派遣による技術的支援を継続するほか、施設統廃合に伴う余剰水源の有効活用など、今後事業を進める上で生じる様々な課題について、県全体で対応を検討していく」と記載されております。

当水道局におきましても、今後は広域化の先進事業者としての役割を果たしつつ、自らの基盤強化を並行して実施していくことにより、秩父地域のライフラインの安定を図ってまいりたいと存じます。その際には、水道ビジョンに記載されておりますように、県の財政的支援や技術的支援を活用すること、県全体でバックアップがなされるよう、埼玉県及び関係水道事業者との協議を行い、よりよい方向へとつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　答弁ありがとうございました。一本化の目標を取り下げたわけではないということなのですけれども、私はこの改定があって非常に極めて難しくなったというふうに思っています。今水道局長の答弁の中で、県は今財政的な支援をしているということですけれども、これはもう少し水道料金を下げるために、もっと引き出せないのか、その辺りについてはどういうふうに考えていますか。

**議長（新井利朗議員）**　水道局長。

**北堀史子水道局長**　今のご質問の、もっと県から財政的支援が引き出せないかということですが、やはり補助金制度、制度設計がございますので、私どもが制度設計を変えるという立場ではございません。ですが、国の制度、また県の制度と、できる限りのものを私たちも探してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　では、ちょっと管理者にこれお伺いいたしますけれども、県水統合以外の手段による水道料金の引き下げ、これはせめて県平均並みに引き下げることが考えられますけれども、

これに対する適切な対応が求められるところなのですが、事業統合の仲を取り持った県に対しまして、当面の対策を要求していくべきではないかというふうに強く考えるのですが、管理者としてはいかがお考えでしょうか。

**議長（新井利朗議員）**　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　猪野議員の私に対する質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、今回の埼玉県の水道ビジョンの改定につきましてでございますが、令和３年３月末に当組合として、私も含めまして組合理事、新井、阿左美両県議とともに埼玉県庁のほうに赴き、大野知事宛てに県内水道一本化の早期実現につきまして要望書の提出を行いました。あれから２年後の本年３月、県の水道ビジョンが改定されまして、先ほど担当者よりお伝えいたしましたとおり、これまでの県内水道一本化につきましての表現も県内各地域の実情を踏まえ、多様な広域化を推進するとの表現に変更が行われ、平成28年度の事業統合により県内の水道一本化を目標に進んでまいりました秩父地域にとりまして、大きな方向の転換がされたというふうに感じておるところでございます。

ただ、今回の改定は、県内の水道事業が抱える地域の特性、地理的問題が事業経営に大きく作用することが改めて認識されたものと考えております。私といたしましては、特に秩父地域が置かれた状況は県南地域、そしてまた県水の受水団体とは全く違う不利な条件下にあり、だからこそいち早く広域化、事業統合の決断を行う必要があったことを引き続き埼玉県に対して訴えてまいりたいと思っております。

また一方で、改正後のビジョンにおきまして、当組合を広域化に関する県内の先進事業者として、また秩父地域に対して実施する広域化事業への継続的な支援につきましても、埼玉県が取り組む旨が明記されております。私の目標とするところでは、安全で安価な水道を安心して、秩父地域の皆様に将来にわたり提供していくことと考えております。これまでの県内水道一本化に並行いたしまして、地元両県議をはじめ組合議員の皆様のお力添えの下、埼玉県はじめあらゆる方面からの水道事業に対します支援を賜って図っていきたいと存じます。またご支援をいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　ありがとうございました。

この水道料金なのですけれども、格差が10立米使う家庭で1.6倍近く高くなっています。それから、20立米使う家庭で1.3倍ぐらい高くなっている。それから、最も安いところを比較しますと、10立米使う秩父の家庭が2.47倍、2.5倍近くなる。20立米で1.93倍、このような格差が非常にあります。これを何とかしなければいけないと思っていますけれども、それでこれ伺いますが、仮に県内水道料

金の平均額まで構成市町の負担で料金緩和をしようとした場合、どのくらい構成各市町が持ち出しの必要があるのか、これを分かりましたらお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　水道局長。

**北堀史子水道局長**　ただいまのご質問の水道料金を県平均レベルに落とした場合、どのぐらいの負担が必要かということでございますが、これは参考でございますが、令和３年度県内平均供給単価165.1円と令和４年度供給単価、これは秩父で実施の減免を考慮した単価ですが186.6円、この差額が21.5円なのですが、こちらを一般会計で補助したとして仮定して試算した場合、年間およそ２億3,800万円が必要になると見込まれております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　ありがとうございました。構成市町で２億3,800万円ですか、そのぐらい必要だということですけれども、なかなかこれをさらに負担を増やしてしてくれというのは非常に難儀な問題だというふうに思っています。

それから、もう一つ先ほど管理者の答弁の中にもあったのですが、当広域組合で昨年要望を行っています。県水統合の早期統合の要望と、それから広域化事業に伴いますところの建設投資部門の国の交付金の期間延長、10年ということで決まっていますけれども、期間延長されなければ、あと３年ということが期限なのですが、これ要望していますけれども、この状況、要望が認められて、もう少し何年か延びる可能性があるのかどうか、その辺り見通しがありましたらお願いします。

**議長（新井利朗議員）**　水道局長。

**北堀史子水道局長**　補助金のことにつきましては、まだ県のほうから何もお話はない状態でございます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　現時点で、まだ分からないということなのですけれども、あと何年あれば広域化に伴いますところの事業、これが全て秩父は終わるのかどうか、その辺りの見通しはついていますか。

**議長（新井利朗議員）**　水道局長。

**北堀史子水道局長**　令和３年度に基本構想の計画のほうの見直しをさせていただいております。この中で、一部事業につきましては令和８年度以降に事業を行うという見込みでなっております。また、これについてはこれから、今年から始めます基本構想、基本計画の見直し、これが令和８年度からの基本構想、基本計画になりますが、こちらの中でまた検討してまいりたいと考えております。また、中を精査しまして、前回と同じように広域化の位置づけにするのか、それともそれを見直すのか、さらなる検討を図ってまいりたいと存じます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　あと企業債で水道事業債、それから構成市町の出資債、これ今対応していますけれども、今年度両方で22億円か、大きな金額を企業債と出資債で出していますけれども、この状況がいつまで続くのか。企業債は当面続くと思いますけれども、出資債、先ほどの広域化の整備事業の国の補助金の関係もあるでしょうけれども、どのくらいさらに将来見込んでいるのか、出資債が続くのか、その辺り分かりましたら教えてください。

**議長（新井利朗議員）**　経営企画課長。

**八木　修経営企画課長**　それでは、猪野議員のご質問に対しましてお答えいたします。

出資債につきましては、基本的に補助事業、補助金の交付があった裏負担というような形で一般会計のほうから負担をいただいているものでございまして、当面の状況としましては令和７年度末までは広域化に伴います負担金の交付期限となっておりますので、出資債につきましてもその交付期限と同じ令和７年度末が取りあえずのめどになってくると考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　そうすると、企業債も一緒に令和７年度末でなくなるということなのですか、そういう解釈でよろしいですか。

**議長（新井利朗議員）**　経営企画課長。

**八木　修経営企画課長**　企業債につきましては、出資債とは別に今後も令和８年度以降も水道事業債としての起債は可能でございます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　あと、統合後今度２回目となる料金改定の時期を令和８年度になるのですか、迎えますけれども、その具体的な改定時期、令和８年度ってなるのでしょうけれども、それから改定の概要の見込み、恐らく水道料金が下がる要素は本当にないと思うのですけれども、その辺りをお願いできますか。

**議長（新井利朗議員）**　水道局長。

**北堀史子水道局長**　次回の改定の見込みですが、まず国、厚生労働省からの通知によりまして、適正な料金設定について３から５年ごとの見直しが必要とされております。令和元年度に当局で開催しました水道事業経営審議会において５年ごとの料金見直しを行うこととした答申も出ております。これにより令和３年４月の料金統一より５年後、令和８年４月を目標に料金改定を行う予定でおりますが、料金改定につきましては、水道事業を取り巻く社会情勢の中で、地域人口予測、今後の想定される投資計画を基に必要な料金設定について水道事業経営審議会を設置して協議してまいりたいと思っておりますので、高くなるか安くなるかということはまだ分かりませんが、そのような中

で私どももできる限りコストを圧縮して、施設統合であるとかダウンサイジングであるとか、いろいろなものをさせていただきまして、できる限り料金の上げ幅、また上げるのでないにしても必要な幅を圧縮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　先ほどの答弁の中に触れられたと思いますけれども、水道事業者には安価で安定的な水道供給体制の確立が求められていると思います。今後どのように事業収入の確保ですとか経費の節減、今の水道局長の答弁の中に少しありましたけれども、どのように対策を講じていくのか、資材高、物価高、労務単価も上昇ということで全く下がるものがないのです。その中でどう経費を節減して水道料金が少しでも高くなるのを防ぐのか、その辺りの努力はどのようにされていますか。

**議長（新井利朗議員）**　水道局長。

**北堀史子水道局長**　どのように水道料金を下げていくかということですが、経費を下げていくかということですが、私どもは広域化をしまして人件費も下がっております。また、システムの使用料等々、統合したことによるメリットというのはかなり出てきていると思います。また、経費もいろいろなものを見直しまして、できる限りの経費削減はしておりますが、今議員のご指摘のように、いろんな資材高騰、また物価高騰、いろいろございます。それらを含んだ上でどのような数字になってくるかは、これから経営審議会等でお諮りさせていただきますし、また水道のこの令和８年からの10年間の計画、これらを見直しまして、どれだけ必要か、また見てまいりたいと思いますが、ただ水道料金の格差において水道料金が安いからいいかというと、必ずしもそうではないというところがございます。議員もご承知かと思いますが、水道の施設の老朽化というのは全国的に起こっているものでございます。これを料金に反映せずにやらないで置いておく事業者も多々あると聞いております。そのようなことがないように、未来にツケを残さないような形で私たちも水道料金の算定には入れていきたいと、施設の維持費等も的確に計画を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　最後に、２つほど管理者にお尋ねをいたします。

７月12日に秩父３議連の総会が行われましたけれども、その席上の質問がありまして、同僚議員の清野議員の質問に対する答弁の中で、３議連会長の新井豪県議ですけれども、新井会長からは水道インフラは都市部と地方との間で格差が広がっており、全国的な課題となっています。来春からは水道所管が厚生労働省から国土交通省と環境省に変わることもあって、道路要望など等に水道要望を行っていきたいとしましたけれども、私はちょっとこれ以上踏み込んだ答弁がなかったという

か説明がなかったので、少し物足りなさを感じましたけれども、管理者はこの３議連での新井会長の説明を聞いて、どのように感じたのか。

それと、もう一つ、今度水道所管が厚生労働省１つの省から２つの省にまたがりますけれども、この点、縦割り行政がまた再び出たか、影響があって、悪い方向に進むのではないかという、そんな危惧もあるのですけれども、その辺り、その２点をどのようにお考えなのか教えてください。

**議長（新井利朗議員）**　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　私に対する質問といたしまして、管理者として国の政策への見解はということだと思います。水道事業につきましては、令和６年度より、これまで厚生労働省の管轄から、水道の整備、管理、事業の認可等につきましては国土交通省、そしてまた水質、衛生に関する部門につきましては環境省へ移管することとなりました。特に国土交通省への移管に関しましては、98％を超える水道普及率となった我が国の水道事業が、拡張から維持管理の時代に入り、老朽化の問題が先ほど出ておりますように、大きな問題となってクローズアップをされてきたこと、そしてまた近年の激甚化する災害に対する水道施設の強化などがその理由として挙げられております。

秩父地域におきましても、平成28年の事業統合を機に、広域化による維持管理の簡素化を目標に、国、県補助金、各構成市町の支援により事業に取り組んでまいりました。しかし、急速に進む給水人口の減少の問題や施設の老朽化の解消にはなかなか至っていない状況は否めない事実でございます。我々小規模事業団体が対処できる範囲にも限界があると考えております。また、このような中、今回の行政移管につきましては、国に対して大きな期待を私は寄せております。一日も早く、このいろんな課題をそれぞれの行政所管が移管したということは、管轄が変わったということは、それなりの将来の実情を見据えていただいて多分所管が変わったのかというふうに私のほうは捉えております。今後も一段と進展するであろう人口減少社会の中で、水道事業の在り方が変わりつつあると実感しているところでございます。今後も、国の動向等も注視し、秩父地域の水道事業の在り方についても皆さんと考えて協議をしてまいりたいと思っております。

ただ、言えることは、人口減少、これは大きな課題でして、それからもう一つは各家庭で節水型といういろんな節水等の工夫をしているということで、給水人口の水の需給の水需要も多分これから減っていくのだろうと思うのです。そういう中で、今後はどういうふうに、水道料金が上がれば上がるほど各家庭の負担が大きくなるわけですから、そういう中で地域の人々、地域住民の方々も将来のことを自分の家庭の家計も含めて、そういった対策を各自で、各家庭で取り組んでいくことも想定をしながら、この広域市町村圏組合の水道事業として考えていかなければというふうに思っています。そういう意味では、私は２年間この職に就かせていただきまして、事業の見直しはもちろんですけれども、節約できるところは節約をして、また将来的に人口の給水が少なくなってくるところ、あるいは将来人口がそこに集落がなくなってしまうこと、それぞれの地域分布も含めまし

て、あらゆることを想定しながら給水型、その事業を進めていかなければいけないというふうに思って考えております。

以上です。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　最後に、管理者にもう一つお聞きします。

今の質問に関連してですけれども、国が腰を上げて、では都市部と田舎、地方との格差をなくそうということで、水道料金を何とか下げようというか、中間的なものに設定しようというようなことで政策を進めていくまでに、私は多分まだまだ時間かかると思うのです。５年、10年からはかかると思うのですけれども、その間秩父地域で一番高い水道料金をずっと負担していくことになるのです。だから、その間県に対して、今県議さんもやっていますけれども、県に対して秩父郡市まとまって何とかしてほしいと、町村会もやるでしょうけれども、３議連もそうでしょうけれども、しっかりとした要望をしていくのが大事だと思うのですが、圏域内の水道を受給する住民のために、管理者はどういうふうにお考えになりますか。

**議長（新井利朗議員）**　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　猪野議員の質問にお答えさせていただきます。

もちろん今ご質問いただきましたことにつきましては、事業計画とそれから時代の流れと、それが比例するのか反比例するのか分かりませんが、時代を見据えて、将来人口を見据えて私どもこの秩父地域の住民のために、もちろん県あるいは国のほうに要望活動をしていきたいというふうに思っております。それで、その中には当然地元の県会議員の先生方あるいは地元選出の国会議員の先生方、あらゆる方々にご協力いただいて、努力をしていきたいと思っております。

以上です。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　ありがとうございました。猪野武雄、質問終わります。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員の一般質問を終わります。

次に、５番、本橋貢議員の質問を許します。

（５番　本橋　貢議員登壇）

**５番（本橋　貢議員）**　皆さん、こんにちは。５番、秩父市議会議員、公明党の本橋貢です。よろしくお願いいたします。傍聴にお越しの皆様、暑いところ、またお忙しいところ傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。今回も皆様のお役に立てるよう、議員活動の中でいただいた要望を訴えさせていただきます。

猛暑日、酷暑日が続きますが、７月７日はクールアース・デーでした。前にも少し触れたかもしれませんけれども、2008年、北海道洞爺湖サミット主要国首脳会議が七夕に開催されたことになっ

た意義を踏まえ、公明党が提案し、創設されました。照明を消したり省エネやエコな選択をしたりすることで地球温暖化対策に貢献することが目的です。地球温暖化気候変動は、地球上全ての人々に影響を及ぼす深刻な問題です。個人には、大き過ぎる課題かもしれませんが、できることから始める一人一人の意識と行動の変革が地球へ、社会へと広がれば、その連帯は世界を動かします。環境を守る行動と連帯を足元から始めることが重要となります。

そこで、国連広報センターは国連のＳＤＧメディア・コンパクトに加盟する日本のメディアに呼びかけ、2022年６月に共同キャンペーン「1.5℃の約束―いますぐ動こう、気温上昇を止めるために」を立ち上げました。パリ協定の目的である世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて1.5度Ｃに抑えるために、社会の仕組みの変革のために声を上げることを含め具体的な行動を示し、個人や組織の行動変容を促すことを参加メディアと共に目指しますと発信されています。誰もが気候変動の抑制に貢献できます。移動手段から使用する電力、食べ物に至るまで、私たちは変化をもたらすことができるとあります。気候危機に立ち向かうために10の行動から始めましょうとあります。

「いますぐ動こう、気温上昇を止めるために」、国連広報センターより発信されている個人でできる10の行動をご紹介させていただきます。１、家庭で節電する。２、徒歩や自転車で移動する、または公共交通機関を利用する。３、野菜をもっと多く食べる。４、長距離の移動手段を考える。５、廃棄食品を減らす。６、リデュース、リユース、リペア、リサイクルをする。７、家庭のエネルギー源を変える。８、電気自動車に乗り替える。９、環境に配慮した製品を選ぶ。10、声を上げることが、変化をもたらす最も手っ取り早く、最も効果的な方法の一つですとあります。私たちが、隣人や同僚、友人、家族と話しあって、そしてまた経営者には、あなたが大胆な改革を支持することを伝えましょう。地域や世界のリーダーたちに、今こそ行動を起こすよう訴えましょう、このようにあります。

長くなりましたが、それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。今回は、大きく２点伺います。１点目は、ごみ処理施設窓口対応についてです。２点目は、軽救急車導入で救命率アップと、そういう質問になります。

まず初めに、ごみ処理施設窓口対応ですが、秩父クリーンセンターや秩父環境衛生センターへの持ち込みごみについての質問となります。ここで、最初にお聞きしたいことは、秩父クリーンセンターでネットで検索すると、ごみ処理施設の持ち込み方として、主な可燃ごみでの注意事項があります。この中に、畳の受付処理方法は別に記載されています。これを読むと、理由があって注意事項が記載されていることは分かりますが、畳を持ち込まれた方からの相談から質問をさせていただきます。相談者のお話からですが、この方は住んでいない古い家の畳を片づけようと持ち込み、１日に６枚までとされているのでクリーンセンターへ持ち込んだそうですが、そのときに住所、氏名を確認され、また自宅からのごみなのかと聞かれ、さらに業者なのかとも言われ、この畳については業者が入っているのか等々、とても嫌な対応に不快な思いをされたとのことでした。

しかし、まだ畳があるので、２回目の持ち込みをされました。２回目のときは１回目のときより、さらに細々と聞かれ、法律に触れると罰せられることになる等と言われ、こんな気持ちでごみの持ち込みで嫌な思いをするなら、次の持ち込みはどうしたらいいのかと考えているとのことでした。実際の現場での対応はどのようにされているか分かりませんが、改善点があれば検討していただければと思います。コロナ禍により家庭ごみの持ち込み等がふえて、クリーンセンターの職員、環境衛生センターの職員の皆さんのご負担が多くなり、ご苦労いただいております。感謝申し上げます。そして、不正なごみ持ち込みに対して目を光らせての対応であることも承知しています。大事なことであります。同じように環境衛生センターでは、ふすま等の建具は１日５枚までとなっています。ごみを持ち込む側とごみを受け取る側の双方にとって、何かよい対応策ができればと思い、質問となります。２点伺います。

１点目は、先ほど申し上げたように、現場での対応について不正を見逃さない姿勢は大事ですが、ほとんどの方は時間のあるときに自宅を片づけようと持ち込むごみです。優しくとは言いませんが、丁寧な対応を検討していただければと思います。

２点目は、何度も持ち込まれる方については、一番最初に申請をして畳の枚数の申請書を作成してはどうかとの提案についてです。また、それ以外に何かよい取組があれば、当局のお考えを伺います。

次の大きな２点目は、軽救急車導入で救命率アップについてとなります。まず最初に、秩父消防本部全職員の皆様に、コロナ禍も、この猛暑も、災害時も私たちの生命と財産を守っていただき、ありがとうございます。心より感謝と御礼を申し上げます。秩父地域では、軽車両の消防車はありますが、軽車両の救急車はありません。近年軽救急車を導入する消防本部も増えてきています。通常の救急車、高規格救急車より小型の軽救急車を導入することにより、高規格救急車では進入できない狭い道路でも小回りが利くため、より迅速に傷病者を搬送することができます。救命率向上や傷病者の容体悪化防止につながり、さらに救急隊員の負担軽減にもなると思われます。秩父地域では、高規格救急車が通行できない狭い道も多くあります。しかし、一般家庭では玄関先まで普通車や軽自動車は入れます。普通車は通行できても高規格救急車は通行できない箇所も多くあります。軽救急車なら玄関先まで入れます。

高規格救急車が進入できない場合、緊急隊員が徒歩で傷病者の元へ移動し、ストレッチャーで救急車まで運びます。徒歩での移動は、現場までの到着や救急車への搬送に時間がかかる上、雨、風、雪、寒暖、搬送時の揺れで傷病者の容体が悪化するリスクもあります。この軽救急車には自動心肺蘇生機器、ＡＥＤ付きモニターなど、積載車両上部には荷台を設置し、負傷者の全身を固定して運ぶバックボードなど、大型の機器材も搬送可能になっています。乗車定員は４人、救急車は出動要請を受けると、高規格救急車と同時に出動、高規格救急車は近くの広い場所で待機し、軽救急車で搬送されてきた傷病者を乗せ替え病院まで運びます。傷病者が軽症の場合や現場が搬送先の病院ま

で近い場合は、軽救急車のみで出動もできます。軽救急車導入で搬送時間が短縮し、容体悪化防止を防ぎ、救命率アップにもなります。このように、軽救急車には多くの利点があります。以上のことから、小さく５点ほどお伺いいたします。

１点目は、この秩父地域において、高規格救急車が家の前もしくは直近まで進入できない箇所や、または世帯等のパーセントが分かれば教えてください。

２点目は、近年の救急要請のあった現場に救急車が入れない出動と、その中での最長時間についてお伺いいたします。

３点目は、軽救急車１台当たりの車両価格について伺います。

４点目は、軽救急車を導入した場合の利点については、どのように考えられるのか、お伺いいたします。

最後の５点目は、この軽救急車導入についてどのような検討をされるかについてお伺いいたします。

壇上での質問は以上です。再質問は質問席より行わせていただきます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長**　５番、本橋議員のご質問のうち、１、ごみ処理施設窓口対応についてお答えをさせていただきます。

初めに、（１）のごみを持ち込まれた方への対応ついて、どのような確認をされているかということでございますけれども、秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例により、一般家庭廃棄物と事業系廃棄物に区分されておりますので、家庭から出たごみか仕事から出たごみかを確認してございます。次に、持ち込まれたごみが圏域内から出たごみであることを確認するため、どこの市町から出たごみかを確認してございます。

議員からご質問のあった畳などの持込みがあった場合の対応でございますが、畳等はどのような経緯で排出されたかにより、一般廃棄物または産業廃棄物に区分されるため、適正に処理する上で、畳等が排出された経緯を聞き取りし、確認をしてございます。畳を例に取ると、排出された形態により３つに分類されます。まず、リフォームや解体等の建設工事に伴い排出された場合には、産業廃棄物に該当するため組合の処理施設では受け入れすることができません。次に、畳屋が古い畳を入れ替え、入れ替えた畳を畳屋が持込みをする場合では、事業系一般廃棄物に該当するため、受入れをしてございます。次に、一般家庭で畳を利用するつもりで保管していたものを自分で持ち込む場合や、畳屋等の業者が入らずに畳を自ら持ち込む場合では、一般家庭系廃棄物に該当するため、受入れをしてございます。

畳の受入れ枚数につきましては、処理の都合から、１件当たり１日最大で６畳分までを受入れを

してございます。また、持込みを予定する枚数が６畳分を超える場合には、持込みが複数日にわたることから、初回持込み時に名前と住所を確認、記録させていただきまして、２回目以降の持込み時には地区と名前を申告することで受入れを行う対応を基本としてございます。なお、事前に連絡をいただいたときに、20枚以上など大量にある場合には、一般廃棄物か産業廃棄物か区分しづらいケースもございまして、排出場所の現地確認をする必要性もあることから、実際に現地に出向き状況の確認を行い、適切に対応してございます。

次に、ふすま等の建具についてでございますが、建具もどのような経緯で排出されたのかを確認し、産業廃棄物に該当するものは組合の処理施設では受入れすることはできません。一般廃棄物の場合には、１日５枚程度として受入れをさせていただいております。

次に、２の事前申請でスムーズな対応ができないかについてでございますけれども、畳や建具を持ち込まれた方に確認をした際に処理したい枚数が多い場合には、先ほど申し上げた対応を基本としてございますけれども、今後組合の処理施設において受入れを行う際に、議員からご提案いただいた事前申請として、受付窓口で確認した内容の書類を発行する方法などを含めて、よりスムーズな対応ができるよう今後検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　消防長。

（新井　守消防長登壇）

**新井　守消防長**　５番、本橋議員のご質問、軽救急車で救命率アップについて、（１）、高規格救急車が進入できない地域の把握についてお答えします。

秩父消防本部管内におきましては、山岳地域のため道路の狭隘箇所があり、所属ごとに警防調査等を行い、地域の実情を把握するよう努めております。高規格救急車が進入できない地域は、本署管内に１か所、西分署管内に４か所、南分署管内に４か所及び北分署管内に26か所の計35か所の搬送困難地域を把握しております。また、東分署管内には高規格救急車が進入できない地域はないとのことでございます。

次に、（２）、救急要請のあった場所に高規格救急車が入れない出動についてでございますが、高規格救急車が入れない地域には、軽車両をベースとした連絡車を高規格救急車と連携して同時出動して対応しております。令和２年から令和４年までの３年間の総出動件数に占める高規格救急車が入れない地域の同時出動は、令和２年が4,219件中12件、約0.3％、令和３年が4,497件中10件、約0.2％、令和４年が5,239件中10件、約0.2％でございました。

次に、（３）、救急車の車両価格についてでございますが、軽救急車は平成23年救急業務の実施基準の一部改正により運用が可能となりました。配備の状況を収集したところ、東日本より西日本の消防本部に多く配備されていることが確認できました。軽救急車を配備している全国の５消防本部に車両価格を問い合わせたところ、最低価格は536万円で最高価格が800万円で、平均すると621万

5,960円でございました。そのほかに救急用資機材が必要となります。

次に、（４）、軽救急車の導入による利点でございますが、山間地域などの道路狭隘地域で、救急現場付近まで車両が近づけることから、早期に傷病者の観察や処置を行うことができます。また、傷病者の車内収容時間の短縮や担架、ストレッチャー等で搬送する救急隊員の負担軽減が図られます。このようなことから、狭隘な地域で傷病者を現場からスムーズに搬送することができると思われます。

次に、（５）、軽救急車導入に向けた検討についてでございますが、軽救急車の導入による利点はありますが、軽救急車と高規格救急車が連携して出動する必要があることから、高規格救急車と併せて軽救急車購入費用が必要となります。また、車内の活動スペースが狭いため、重症の傷病者の処置が困難であったり、関係者が同乗できないために処置に対する同意や必要な情報を得られないなど、救急活動に支障を来すことも考えられます。今後の導入に関しましては、軽救急車を運用している消防本部に詳細な運用状況等の情報を収集し、さらなる検討をする必要があると存じます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　本橋議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０３分

再開　午前１１時１５分

**議長（新井利朗議員）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

本橋貢議員の一般質問を続けます。

本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　本橋です。丁寧なご答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

最初に、ごみ処理施設窓口対応についてですけれども、このことを取り上げたことによって職員の皆様の丁寧な対応に心がけていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。また、複数枚持ち込まれる方については、受付で対応ができるということなので、その辺の具体的なやり方というのがもし分かりましたら、教えていただければと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　クリーンセンター所長。

**佐宗孝幸秩父クリーンセンター所長**　実際には、複数枚持ち込まれたときに確認をさせていただきます。その確認の内容を、例えば受入れ確認書等とした書類を発行して、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございます。ぜひ対応していただいて、複数枚の持込みの方に対しては確認をして丁寧な対応でやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、畳の受付、処理方法というホームページに出ているのですけれども、この広報というのはどのような形でして、いつ頃していただけるのか、それについて確認させていただければと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

**議長（新井利朗議員）**　クリーンセンター所長。

**佐宗孝幸秩父クリーンセンター所長**　できるだけ早い時期で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございました。相談者にもご報告させていただきますので、よい方向でいく、また職員の皆さんもご苦労いただきますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。これに対しての再質問はありませんので、ありがとうございました。

続きまして、軽救急車で救命率アップについて伺います。これについても丁寧なご答弁いただきまして本当にありがとうございました。高規格車が進入できない地域の把握について、調べていただいて、全体で35か所あるということでありますけれども、35か所もあるのだというところも分かりましたけれども、これは件数で35か所なのか、地域的に35か所なのか、その辺をまずこの点でお伺いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

**議長（新井利朗議員）**　警防課長。

**黒沢武徳専門員兼警防課長**　５番、本橋議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

狭隘箇所の35か所に関してですが、北分署管内に26か所です。これについての内訳ですが、三沢地域が11か所、上日野沢地域が２か所、金沢地域が２か所、野巻地域が１か所、皆野地域が１か所、野上下郷地域が４か所、矢那瀬地域が２か所、風布地域が２か所、長瀞地域が１か所、それから南分署管内４か所となります。これについては上田野地域が１か所、白久地域が１か所、久那地域が１か所、浦山地域が１か所、西分署については４か所、藤倉地域が２か所、石間地域が１か所、下吉田地域が１か所及び本署については１か所、寺尾地域の１か所となります。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございます。丁寧に調べていただきまして、また答弁いただきましてありがとうございました。これだけやっぱり多くあるということですので、それに対応していただくためには、やっぱり私が提案させていただいている軽というのは必要なことだと思うのですけれども、あと２点目の救急要請のあった場所に高規格救急車が入れない出動についてということなのですけれども、これについてもそれぞれ数字とパーセントを示していただいたわけなのですけ

れども、ここの部分で一番時間のかかったとか距離のあるという、そういったところがもし分かりましたら教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　警防課長。

**黒沢武徳専門員兼警防課長**　５番、本橋議員の再質問に対してお答えいたします。

一番距離があった地域、時間がかかった地域等ということなのですけれども、秩父地域については山間地ということで、山岳系の出場が多くあります。救急車が数時間現場到着までに要する事案とか、またはコロナ関係ですと非常に現場滞在時間が長時間を要してしまった、そういった事案も多くあったのですけれども、今回の狭隘の地域に関しては、狭隘による理由で遅延したとか、そういった統計をうちのほうで取っているものはございません。それについてはご理解をいただければと思っております。ただ、三沢地域の出場が非常に多くて、比較的時間がかからない出場が多いかというふうに印象は持っております。そういう形でご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございました。

それでは、次の救急車の価格についてなのですけれども、やっぱり一番予算的なものと、または救急隊員の皆さんに、またこの軽救急車導入することによって、それに対して要する救急隊員の皆さんの対応というところもあると思うのですけれども、高規格救急車というのは幾らぐらいされているのか、フル装備というか今使用されている、またそして先ほど536万から800万という、平均が621万、これが軽救急車なのですけれども、これも様々なＡＥＤの装置とか自動心肺装置など付けた場合というのはどのぐらいするのか、もし分かれば教えていただければと思うのですけれども。

**議長（新井利朗議員）**　警防課長。

**黒沢武徳専門員兼警防課長**　本橋議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず、高規格救急自動車の価格についてでございますが、令和４年度更新された秩父南救急１の価格についてお答えさせていただきます。まず、救急自動車の部分ですが、1,782万円でございました。それから積載資機材については1,111万円で、合計2,893万円でございました。車両部分が1,782万円ということで、軽救急自動車に比べると非常に高額となっております。積載資機材については、患者監視装置であったり自動心臓マッサージ器であったり、モニター機能付きＡＥＤは高額なものとなります。１台300万円を超えるものも幾つかありますので、そういったものを複数入れるとなりますと非常に高額な金額を要することとなります。実際に運用するとなると、軽救急自動車に高規格救急自動車の積載資機材を一時的に載せ替えて現場に向かうということが効率的ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございます。今の答弁は、もし軽を導入した場合には、その機器を載せ替えてという形での捉え方でよろしいでしょうか。そうすると、また載せ替える手間とか、そういうのも大変だと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょう。

**議長（新井利朗議員）**　警防課長。

**黒沢武徳専門員兼警防課長**　本橋議員の再質問にお答えします。

比較的大型のもの、高額な資機材については、物に関しては載せ替え、固定しなくても載せる状態でも構わないかと思います。固定するとなると固定用の資機材というのが当然必要となりますので、そういったものも臨機応変に考えながら対応すれば、載せ替え可能だというふうに考えております。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございます。そうすると、軽車両を導入することによって、その機器はまた載せ替えが可能ということであれば、またそれに軽車両に新たに機器を導入することよりも、経費的には先ほど提案していただいた800万円以内ぐらいから済むということだと思うのですけれども、それによってまた財政的な負担というのも高規格救急車よりは下がってくるかなとは思うのですけれども、そういったことについてどのようにお考えか、また答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

**議長（新井利朗議員）**　消防長。

**新井　守消防長**　ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在秩父消防本部管内は、高規格救急車で運用しているわけでございますので、軽救急車を導入した場合は、高規格救急車を運用しながら軽救急車も運用しなくてはならないということとなります。今の消防本部の車両の状況で軽救急車を導入してしまいますと、軽の連絡車が１台どこの分署にも置いてあり、それに各種災害等に出動して消防の資機材等を運搬しております。その運搬車がなくなってしまうような状況も発生しますので、そういったこと、財政面も考えてやっていきたいと思います。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございます。私たちは、こういうものがあったほうがいいのではないかって提案させていただくのだけれども、現場にすればそれぞれの様々な課題があると思いますので、難しい点もあると思うのですけれども、先ほどもありましたように、次４点目の導入による利点についてということ、やっぱり大きな利点があるわけですし、近くまで行ける。そして、傷病者に負担がかからない、時間が短縮できる、そして消防救急隊員の皆様にも負担がかからない。それで、まずは悪天候の時でも現場にすぐ近くまで行けるって、今軽のバンで対応していただけるというところもあると思うのですけれども、救急車という形でのものを導入することによって、市

民の皆さんへの軽の救急車が現場まで入っていただけるのだという、近くまで来てくれるのだという、そういったところもあると思いますし、また最後の５点目になりますけれども、軽救急車の導入についての検討ということで、今後のさらなる検討ということなのですけれども、さらなる検討というのは、どの辺までさらなる検討なのか、答弁しづらいかもしれませんけれども、考えを伺えればと思います。よろしくお願いします。

**議長（新井利朗議員）**　消防長。

**新井　守消防長**　再質問についてお答えいたします。

まだ消防本部としましては、導入している各消防本部にそこまで詳細な情報を調べておりませんので、運用状況、また費用面も含めまして、どういう状況がよろしいのか、いろいろ情報を収集して検討してまいりたいところでございます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　ありがとうございます。新たな提案で、初めての提案で、そして軽救急車というのは、この辺には導入されていないわけなので、様々難しい課題等、また消防本部としても様々な課題があり、難しい問題かもしれませんけれども、今後やっぱり軽救急車というのは必要なものになってくると思いますし、あればあったで消防署の隊員の皆さんには少し負担かかるようなところがあると思いますし、また逆に負担軽減につながるところもあると思うのですけれども、命をつないでいくというか命を守っていく意味では、そういったものに対してはしっかりと予算を確保していただくことというのが大事だと思いますので、これは最後管理者に伺いたいと思うのですけれども、今いろいろ申し上げましたけれども、この軽救急車の導入について管理者のお考え伺えればと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　本橋議員の私に対する質問にお答えをさせていただきます。まず、救急業務に関しましては、地域住民の生命と身体を守る重要なことだと認識してございます。令和４年の秩父消防本郡の緊急出動件数は過去最多でございまして、今後もしばらくの間、高齢化が進む秩父地域の救急出動件数は横ばい状態を推移すると思っております。市街地のみならず、山間地域や狭隘な場所で暮らす住民に対しても同様なサービスが行えることが理想でございまして、議員ご提案のとおり、救急要請があった現場に高規格救急車が入れない出場については、スムーズな活動ができるよう対応を図る必要があります。軽の救急自動車の導入につきましては、秩父地域では狭隘な地域が多く、購入の必要性があるのか、さらに検討し、狭隘な地域の救急体制の充実が図られるよう努めていくことが重要だと思っております。今後も前向きに検討させていただければと思います。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員。

**５番（本橋　貢議員）**　管理者、ありがとうございました。前向きな検討ということで、予算また時間等も要するかと思いますけれども、ぜひ必要なものとなってくると思いますので、今後調査研究をしていただいて、導入実施に向けて検討していただける、その方向で動いていただければと思いますので、ぜひ自分のほうからも軽の救急車というのは必要なことだと思いますし、また先ほどいろいろ申し上げたように、様々な利点というのもあると思いますので、いろんな形で担当の皆さんにはご尽力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（新井利朗議員）**　５番、本橋貢議員の一般質問を終わります。

次に、３番、清野和彦議員。

（３番　清野和彦議員登壇）

**３番（清野和彦議員）**　皆様、こんにちは。秩父市議会より選出させていただいております清野和彦です。傍聴にお越しの皆様、誠にありがとうございます。それでは、早速通告に従い一般質問をさせていただきます。

１、埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）の改定を受けての対応について。まず、こちらですけれども、先ほど猪野議員からも関連する質問がありました。私としては、確認したいことはほとんど確認ができましたので、１点のみ質問をさせていただきます。このたび改定をされた埼玉県水道ビジョンの水道の現状と課題の中の（15）、広域化の進展の中には、県として当面は安定した運営が可能と判断している水道事業者においても、将来の人口減少、水需要減少に伴う料金収入の減少は避けられず、運営状況が悪化する可能性が高い。現在のうちから危機感を持って基盤強化に取り組み、状況に応じた広域化を進めていくことが重要であるとしています。

また、同ビジョンの６の２、基本方針では、広域化の取組についての数値目標を各ブロックで実施した多様な広域化、具体的には事業統合、施設、資機材、システム等の共同化、事務の共同処理等に関わる取組の数を令和12年に全県で10とすることと設定されています。このようなビジョンにおける課題の認識や基本方針からも分かるように、県としては基盤強化により持続可能な水道事業の運営のための手法として、引き続き広域化を重要として位置づけており、今回の改定により県側としては、ある意味でブロックごとの事業統合に向けたそれぞれの事業体の最初の一歩の敷居を下げたとも言え、より現実的な路線になったとも考えられます。

また、先ほど水道局長からもご説明がありましたが、同ビジョンの７の２、広域化の推進体制の中で、我々秩父広域市町村圏組合については、１市４町による事業統合を実現したノウハウを持つ先進事業者として、他の県内事業者へ事業統合に関する助言等を行う役割が期待される。なお、秩父広域市町村圏組合は施設統合等の広域化に関する事業に取り組んでいるところであり、秩父地域の事業統合がしっかりと成果をもたらすよう、県全体でバックアップする必要がある。具体的には、広域化に関する事業について確実な補助金交付による財政的支援、技術系職員の派遣による技術的

支援を継続するほか、施設統廃合に伴う余剰水源の有効活用など、今後事業を進める上で生じる様々な課題について、県全体で対応を検討していくと明確に示されています。このような県としての姿勢も受けて、改めて組合として今後どのように水道事業を運営していくことが望ましいと考えるか伺います。

大きな２番に移ります。燃料価格高騰による組合事業への影響について。コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品の価格は高値の水準に達しており、社会全体に様々な影響を与えています。当組合は、秩父地域にお住まいの皆様の日々の暮らしに直結する上水道やごみ処理など、重要な事業に日々従事されていますが、原油価格等の高騰が現在までに組合事業へどのような影響を与えているか教えてください。また、原油価格の高騰がコロナ禍からの経済対策の重荷になる事態を防ぐため、国際情勢の緊迫化による国民生活や経済活動への影響を最少化するための激変緩和措置として行われている国による燃料油価格激変緩和補助金が令和５年９月末で終了される見通しなどがある中で、今後さらにどのような影響が与えられるか、お考えを伺います。

最後に、大きな３番です。落雷による火災について。森林火災や死亡事故の原因となり得る落雷の発生件数が気候変動を原因とし、今世紀末までに50％ほど増加する可能性があるとの研究論文が2014年に米科学誌「サイエンス」に掲載されています。この研究論文は、アメリカのカリフォルニア大学バークレー校などの研究チームによるもので、世界の平均気温が１度上昇するごとに落雷が約12％増加することや温暖化が原因で大気中に含まれる水蒸気の量が増加し、雷の規模が大きくなる可能性があることも指摘されています。このような危機感を持たざるを得ない警鐘が鳴らされていますが、近年私たちの暮らす秩父地域内での落雷による火災の発生状況はどのようになっているのか、またより広域での近年の推移も含めて伺いたく存じます。また、落雷に起因する火災の被害を減らすために、住民の皆様への周知などはどのように行われることが望ましいと考えるか伺いたく存じます。

壇上からの質問は以上です。再質問は質問台にて行わせていただきます。

**議長（新井利朗議員）**　３番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

**北堀史子水道局長**　清野議員のご質問の１、県水道ビジョンを受け、秩父地域として今後どのように水道事業を運営していくことが望ましいと考えるかについてお答え申し上げます。

まず、事業統合以来取り組んでまいりました広域化整備事業を、令和７年度末を目途に重点的に取り組むことが必要と考えてございます。人口減少が著しく進む当地域においては、時限的に交付される交付金を活用し、施設整備を有利に進めることが最終的には住民負担の軽減、料金の高騰の抑制につながるものと考えております。

次に、水道局におきましては、本年度より基本構想、計画の策定に着手しておりまして、今後将来の人口予測、水需要予測を見直し、規模に合った経済的な整備計画を改めて策定する予定でございます。県内水道一本化に並行し、水道局として今できること、やるべきことを見極めながら定期的な事業の見直し作業を進め、計画的に事業を進めてまいりたいと存じます。また、県内においても不利な経営環境にある秩父地域において、今後も継続して水道事業を行う上で、今回の水道ビジョンで示された埼玉県の力添えに対し、大きな期待を寄せておるところでございます。秩父地域の広域化事業を着実に進め、その成果を皆様にお示しし、秩父地域へのご理解をいただけるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の２のうち、水道局所管分についてお答えいたします。まず、原油価格等の高騰がどのような影響を与えているかでございます。水道事業において、昨年度からの原油価格等の高騰に起因する電気料金の値上がりは、動力費の急激な増加として経営に大きな影響を与える問題でございます。水道事業は、装置産業と言われており、数多くの浄水施設、ポンプ施設を有しており、特に秩父地域は山間部であり、大小様々な機械装置を運転するため多くの電力を必要としております。令和３年度実績で見ますと、動力費は年間１億6,130万円でございましたが、令和４年度においては２億1,350万円となり、前年に対し、およそ5,220万円、32.3％増加しており、損益を圧迫する一因となっております。また、水道事業においては、電気料金以外にも資材の調達、原材料費の高騰にも影響を与えており、今後の建設投資に及ぼす影響も危惧されております。

次に、今後国による燃料油価格激変緩和補助金が縮減された場合の見通しにつきましては、本年当初より国の補助制度の影響もあり、比較的抑制されてまいりました電気料金も、再度高騰する可能性が高く、材料の調達に関しても引き続き値上がりが影響を及ぼすものと思われます。水道料金をはじめ電気、ガス等の公共料金算定の方法として、総括原価方式が採用されておりますが、当水道事業におきましても、水道を造り送るコスト等を基に料金を決定するこの方式を取っております。水道局では、令和７年度末を目標に事業計画の見直しを行い、料金の見直しも並行し実施する予定ですが、昨今の電気料金の高騰による影響につきましても、料金原価へ算入せざるを得ないものと考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長**　清野議員からのご質問の２のうち、一般会計分、事務局、消防の所管分についてお答えをさせていただきます。

初めに、原油価格等の高騰が組合事業へどのような影響を与えているかでございますが、ご案内のとおり、組合が所管するごみ処理及びし尿処理業務、火葬業務、そして消防の各業務につきましては、地域住民に必要不可欠な事業であり、原油価格等の高騰を理由に事業を止めたり、規模を縮

小できるものではございません。このため、原油価格等の高騰は、各施設や緊急車両等の運転や管理に係る費用面に非常に大きな影響がございます。

具体的に申し上げますと、令和５年度に統合されましたし尿処理施設を含めた組合各施設における令和３年度と令和４年度の比較では、まず電気につきましては使用量が約4.7％減少したにもかかわらず使用料金では41.7％、金額にいたしますと3,174万8,000円ほど増加してございます。また、各施設や車両の燃料として使用しております灯油、Ａ重油、ＬＰガス、ガソリン及び軽油につきましては、施設等により増減はあるものの、全体ではほぼ同数量を使用したにもかかわらず、購入単価ベースでは燃料の種類ごとに10％から20％程度、平均で13.3％、金額にすると545万7,000円ほど増加しております。

次に、今後どのような影響が考えられるかでございますが、国による燃料油価格激変緩和措置として、燃料油の元売り企業等に支給されていた補助金が、ことし６月から段階的に縮小され９月末までとされる中、ガソリンなどをはじめとする各燃料油の価格が上昇傾向にございます。組合では、令和５年度当初予算において、先ほどの各施設における令和３年度決算額と比較し、電気料金では67.4％、金額にしますと5,128万円の増額、燃料では30.5％、1,250万7,000円を増額して計上してございますが、今後の社会情勢や原油価格等の動向により、予算上の影響が少なくない可能性もございます。

いずれにしましても、組合の一般会計における歳入の約８割は各市町の財政が非常に厳しい中、負担金で賄っていただいております。また、この原油価格等の高騰は、当然ながら組合のみならず、各市町や民間企業、各家庭においても非常に大きな影響がございますので、組合としましても各施設や車両等の運転や管理方法を改めて見直し、小さいことかもしれませんが、引き続き節電の徹底などを積み重ね、対応をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　消防長。

（新井　守消防長登壇）

**新井　守消防長**　３番、清野議員からのご質問、落雷による火災について、秩父地域での落雷による火災の発生状況についてお答えいたします。

近年、災害も多様化し、集中豪雨や線状降水帯の発生に伴い、雷も多発している状況が見受けられます。全国で雷の発生率が高い都道府県は、石川県、福井県及び新潟県の北陸地方で、冬季の発生が多く、関東では北関東の栃木県、群馬県が高く、続いて埼玉県、茨城県となっており、夏季の発生が多くなっております。埼玉県内の26消防本部のうち、秩父消防本部を除いた25消防本部へ、本年を含め過去５年間の落雷を起因する火災状況について情報を収集したところ、各消防本部の管轄区域内において落雷を起因する火災の発生状況は、年間一、二件発生したり、発生しない年もあるとのことで、県内においては地域的な偏りがなく、平均的に発生している状況でございました。

秩父消防本部管内の過去５年間の落雷を起因する火災の発生状況を確認したところ、令和元年９月11日、横瀬町において１件、令和２年９月４日、皆野町において１件、同日、小鹿野町で１件発生し、いずれも15時台から17時台の夕方に発生してございます。令和３年、４年は落雷を起因とする火災の発生はなく、本年は先日７月３日、22時台に秩父市大野原地内で１件発生してございます。また、秩父市熊木町と秩父市吉田地内で落雷による火災と思われる現象が発生しましたが、燃焼物の確認ができなかったため、非火災として取り扱った事例もございます。

一般的な火災と落雷による火災の燃焼状況の違いでございますが、一般的な火災は何らかの原因で可燃物そのものが燃えているものに対し、落雷による火災は、雷の直撃による直撃雷で延焼する火災もあれば、落雷を受けた樹木等から人体や他の樹木へ雷が飛び移る側撃雷、落雷を受けた樹木等から電線やアンテナ線を伝わり延焼する誘導雷等による火災がございます。誘導雷は、火災が発生しなくとも電化製品に多大な被害をもたらす場合もございます。小鹿野町で発生した火災が直撃雷、横瀬町で発生した火災が側撃雷、皆野町で発生した火災が誘導雷が起因で発生した火災となります。

次に、落雷による被害を減らすための住民への周知をどのように行うことが望ましいかについてお答えいたします。落雷は、自然現象であり、どこで発生するか分かりません。しかしながら、テレビやラジオ並びにスマートフォン等を活用することで、気象情報をいち早く入手することができ、おおよその雷の発生地域を予測することは可能だと思われます。また、雷が鳴り始めましたら、あらかじめ電化製品のプラグを抜いておく等の対策をすることにより、被害を軽減することは可能でございます。今まで消防本部としましては、住民の皆様へ向けた落雷等についての広報を特段実施しておりませんでした。しかしながら、今後は落雷による火災はもとより、誘導雷等により電化製品への多大な被害を被ることを、構成市町の広報紙や秩父消防本部ホームページ等へ落雷の対策を掲載し、またちちぶエフエムで放送をしていただきまして、住民の皆様へ注意喚起をするとともに、被害を軽減することに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　３番、清野和彦議員。

**３番（清野和彦議員）**　各般にわたり、ありがとうございます。それぞれ、では確認などさせていただければと思います。

まず、水道に関してですけれども、水道局長ありがとうございました。先ほど猪野議員の質問の中で多くお答えいただきました。私も確認したいことは確認できたということで、簡潔に確認させていただいたのですけれども、先ほど水道局長の中にありました、やはりこの広域化、今整備をしているというところをしっかりと完遂するというのがまず確認できました。また、今できること、やるべきことを見定めるということはとても大事だと思いますし、現在やっている取組が最終的には住民の皆様のためになるのだと信じて進めていくことが大事だと思っております。また、私も今

回ビジョンを確認しましたけれども、明確にやはり秩父地域に対する期待も含め、書かれているなというふうに思いましたので、ぜひこの私たちの地域のためでもありますけれども、今後必ず長期的に見れば埼玉県のほかの地域も、私たちが課題先進地でありますけれども、同じような状況に陥るところもあると思います。そういったところで指導的な立場を全県的に発揮していただけるような組合になればよいのかなというふうに思いました。こちらに関しては再質問ございません。ありがとうございました。

続きまして、価格高騰について、どうもありがとうございました。本日伺いまして、かなり多様な分野で、かなり注目しなければいけないような影響出ているなというふうに思っております。そしてまた、先ほどもありましたけれども、いわゆるガソリン等に関する国の政策が９月で終了するということもありますので、今後ちょっとどういうふうになっていくのか分からないところもあると思うのですけれども、先ほど事務局長からありましたけれども、やはりできることは管理方法の見直しであったりとか細かいところかもしれませんけれども、そういったところを進めていくことが、将来こういった価格高騰を終えた後の組合事業にとっても有益かと思いますので、ぜひこの時期に改めて見直し等を行っていただきまして、皆様の事業、住民の皆様へ事業が滞りなくできるように努めていただければというふうに思います。こちらに関しても再質問ございません。

最後、落雷について、ありがとうございました。数字も広域的に調べていただきましてありがとうございました。また、今後住民の皆様に対しても今までにないような周知などもしていくということで、とても大事かと思っております。先ほどの2014年に出た「サイエンス」に載った50％も増えるという予測ですけれども、かなり場所によってこれは世界的なものなので違うのかもしれないのですが、肌感覚で気候がやっぱりかなり変わってきているなというふうに、住民の方も思っているし、落雷についてもちょっと恐怖を感じるような落雷が最近増えているのかなと思っています。そういった意味ですと、やはり住民の皆様の命と財産を守るという面で、落雷についても改めて告知など、周知などしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、今回は再質問特にないのですけれども、管理者に伺いたいことがございます。今回３つのテーマを質問させていただきましたけれども、この中で管理者、何か思うことであったりとかこういうことを考えているというようなことがあれば、伺えればというふうに思います。

**議長（新井利朗議員）**　管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　清野議員の私に対する質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、水道事業の問題につきましては、先ほど猪野議員さんにもお答えした内容と重複しておりますが、ご了解いただければと思います。これまでの県内水道一本化についての表現が、県内各地域の実情を踏まえた多様な広域化を推進するとの表現に変更が行われた件につきましては、平成28年度の事業統合により、県内の水道一本化を目標に進んでまいりました秩父地域にとりまして、

大きな方向の転換だと感じておるところでございます。ただ、今回の改正は県内の水道事業が抱える地域の特性、地理的問題が事業経営に大きく左右することが改めて認識されたものと考えております。私といたしましても、特に秩父地域が置かれた状況は県南地域、また県の水の受水団体とも全く違う不利な条件下にあり、だからこそいち早く広域化、事業統合の決断を行う必要があったことを引き続き埼玉県に対して訴えてまいりたいと感じております。

私の目標とするところは、先ほど申し上げましたように、安全で安価な水道を安心して秩父地域の皆様に、将来にわたり提供していくことと考えております。これまでの県内水道一本化に並行いたしまして、地元両県議はじめ組合議員の皆様のお力添えを賜りたいと思っております。また、私どもの考えておりますのは、埼玉県もご承知のとおり、人口減少に転じてきたところなのです。そういう中で、大変県の水道事業も老朽化が進んでまいりまして、話に聞きますと、これから高度処理、オゾン処理をしていく方向と聞いております。そういう中で、大変費用もかかるということも含めて、多少それなりの見解の中にそういう方向性が出てきたのかなというふうに感じております。

いずれにいたしましても、秩父地域の水需要をきちんと考慮し、そしてまた先ほども申し上げましたように、各家庭が地域の人たちがやはりきちんと節水型、そしてまたあるいは雨の対応とか散水の問題だとか、そういったことをできるだけそういった利用を、あとは井戸水を利用するとか、そういうことしていただきながら、お互いに協力をし合いながら、また私どもでも華美な、余分な設備投資をしないように、そしてまた人口減少の地理的な問題もきちんと把握しながら、その辺の状況を考えて投資をしていかなければいけないと。そうしませんと、将来にわたって今度は次の世代に大きな負担を残すということになってくると思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

また、今度燃料の価格高騰による問題につきましては、先ほど事務方から説明があったとおり、ご承知のとおり原油価格の上昇に起因する燃料価格高騰は、組合事業における光熱水費などの経常的経費が大きな、本当に負担増となっております。また、そういった意味ではこれも認識してございますし、これは秩父市、各町におきまして同様な状況だというふうに思っております。限られた予算の中では投資的経費や政策的経費にも影響を与えるものだと思っております。特に独立採算を原則とする水道事業では、性質上料金原価への算入は将来的に致し方ないものであると私は考えておりますが、先ほど申し上げましたように、できるだけ節約をしていくということも大きな課題だと思っております。また、このため社会情勢による原油価格の高騰に左右されないよう、太陽光発電や水素燃料等の次世代のエネルギーにも注目し、公共施設への太陽光パネルの設置や公用車にも水素を燃料とする車両の採用等、多種多様なエネルギーの活用が今後ますます重要になると私は考えております。いずれにいたしましても、住民生活の基盤である組合事業が安定的に運営できるよう、この問題を注視し、適切な対応を考えていきたいと考えております。

落雷による火災につきましては、先ほど消防長が答弁したとおり、住民の生命、身体、財産を落

雷の被害から守るため、住民に対して適切に広報活動することが大切であると考えております。また、最近の落雷の問題につきましては、過去ここ数年間落雷の現象といいますか、そういうものが何かちょっと違ってきたような感じがいたします。特に先ほど清野議員がおっしゃっておりましたちょっと恐怖感を味わうような、そんな落雷の傾向もあるかというふうに思いますので、こういったことも十分注意しながら住民の生命、財産守るために頑張って取り組んでいきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（新井利朗議員）**　３番、清野和彦議員。

**３番（清野和彦議員）**　管理者、どうもありがとうございました。

１点だけなのですけれども、先ほど管理者が価格高騰、今燃料等のというところに対応していくというところで、中長期的にはやはりエネルギーの自立というものも重要だというのは、全く私も同感でして、ある意味こういった危機を通じて新しい社会の形をつくっていく機会かと思いますので、ぜひそういった面も模索していただければというふうに感じました。

私の一般質問は以上で終わります。どうもありがとうございました。

**議長（新井利朗議員）**　３番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時０３分

再開　午後　１時００分

**議長（新井利朗議員）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（新井利朗議員）**　これより議案審議に入ります。

議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

**北堀史子水道局長**　議案第18号　令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。別冊の令和４年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。お手元の冊子を御覧ください。

最初に、決算書の２ページを御覧ください。２ページから５ページは、水道事業決算報告書でございます。これは、款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対応する決算額を示したものでございます。これらの金額には、消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものとなっております。

まず、２ページ及び３ページは収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第１款水道事業収益の欄、決算額のとおり32億369万5,734円でございます。その内訳は、第１項営業収益23億3,361万7,979円、第２項営業外収益８億6,997万6,410円、第３項特別利益10万1,345円でございます。

次に、支出の決算額は、第１款水道事業費用の欄、決算額のとおり27億9,505万8,222円でございます。その内訳は、第１項営業費用27億921万7,832円、第２項営業外費用8,576万4,851円、第３項特別損失７万5,539円でございます。

次の４及び５ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額についても、収益的収支の決算と同様に消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。

収入の決算額は、第１款資本的収入の欄、決算額のとおり23億836万6,719円でございます。その内訳は、第１項企業債５億円、第２項出資金９億4,628万7,000円、第３項他会計負担金2,453万1,719円、第４項県費補助金８億3,754万8,000円でございます。

次に、支出の決算額は、第１款資本的支出の欄、決算額のとおり33億8,794万5,287円でございます。その内訳は、第１項建設改良費29億1,021万4,501円、第２項企業債償還金４億7,773万786円でございます。

４ページの欄外の記載にありますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額10億7,957万8,568円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億85万837円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億2,096万9,968円、過年度分損益勘定留保資金４億6,221万3,977円及び減債積立金３億9,554万3,786円により補てんしております。

次の６ページは、水道事業損益計算書でございまして、令和４年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び費用について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。

上から11行目にございます営業損失は、４億9,494万1,575円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支では赤字でございます。これは、料金収入では営業活動に伴う費用を賄えず、営業収支では黒字を計上できなかったものでございます。

ここで注意が必要なのは、中段にあります３、営業外収益の（５）、長期前受金戻入４億2,089万2,508円でございます。長期前受金戻入につきましては、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計上したものであり、現金収入を伴わない収益とも言えます。言わば、理論上の収益と言えるものでございます。

次に、下から４行目の当年度純利益は、２億3,280万7,003円と黒字になっておりますが、これは先ほどの長期前受金戻入の４億2,089万円余りが計上されているためでございまして、現金収入を伴う黒字ではないことをご理解いただきたいと存じます。このように純利益が計上されていても、施設の改良に必要な現金、財源が増加しているわけではございませんので、この点を踏まえ慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。この当年度純利益に、前年度から繰り越した利益剰余金１億5,595万9,782円を加え、さらにその下、その他の未処分利益剰余金変動額３億9,554万3,786円を加えたものが、一番下の行の当年度未処分利益剰余金７億8,431万571円となります。

それでは、令和４年度収支の主なポイントにつきまして何点か申し上げます。前年と比較し決算額に大きく相違がある部分についてご説明いたします。まず、収入といたしましては、１の（１）、給水収益が前年度と比較し約１億2,364万6,000円の減額となっております。これは、令和４年度において秩父市が実施した地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の免除による影響でございます。なお、この事業による減収分につきましては、（３）、その他営業収益として秩父市より負担金を繰り入れております。

次に、支出といたしましては、昨年度のエネルギー価格の高騰により動力費が増加したことなどによりまして、原水及び浄水費が3,297万8,000円、配水及び給水費が855万1,000円それぞれ増加しております。また、総係費が窓口包括委託の委託料等の増により2,183万9,000円増加し、償却対象資産の増加により減価償却費が7,518万8,000円増加しております。一方、除却資産の減少により資産減耗費が3,738万3,000円、過年度損益修正損の減少により、特別損失が4,166万9,000円それぞれ減少しています。

次の８ページから９ページまでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が令和４年度内にどのように増減したか、その経緯を示したものでございます。なお、これら剰余金の令和４年度末の金額は、11ページの貸借対照表の資本の部に記載してあります。

次に、８ページ下段、水道事業剰余金処分計算書（案）につきましてご説明いたします。まず、戻っていただきまして６ページ、水道事業損益計算書を御覧ください。下から４行目の当年度純利益２億3,280万7,003円及び前年度繰越利益剰余金１億5,595万9,782円に、その他の未処分利益剰余金変動額３億9,554万3,786円を合わせた当年度未処分利益剰余金７億8,431万571円の処分をお諮りするものでございます。

８ページにお戻りください。中ほどの処分計算書（案）を御覧ください。右端の数字が先ほどの値、当年度末の未処分利益剰余金残高７億8,431万571円となっております。その下の値が処分案となります。今回、未処分利益剰余金のうち、２億円を減債積立金に、令和４年度に減債積立金を取り崩したことで発生した剰余金３億9,554万3,786円を資本金に、それぞれ処分する予定でございます。処分後の未処分利益剰余金は１億8,876万6,785円となり、次年度に繰越いたします。なお、減債積立金につきましては、処分案が可決されれば、企業債元金償還の財源として使用が可能となり

ます。

次に、10ページから11ページは、水道事業貸借対照表でございまして、水道事業の財政状態を明らかにするため、令和４年度の期末時点において保有する全ての資産と負債及び資本について記載したものでございます。10ページの一番下にあります資産合計は461億936万3,492円、11ページ中ほどの負債合計は180億8,658万7,303円で、下から２行目の記載の資本合計は280億2,277万6,189円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから32ページにかけましては水道事業報告書、33ページは水道事業キャッシュ・フロー計算書、34ページから36ページは収益費用明細書、38ページ及び39ページは固定資産明細書、40ページから47ページは企業債明細書でございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第18号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（新井利朗議員）**　以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

３番、清野和彦議員。

**３番（清野和彦議員）**　３番、清野です。２点質問させていただきます。

先ほど説明がありました決算書の38、39ページの固定資産明細書の中で、（２）の無形固定資産というものがありまして、そこに水利権について年度当初残高が4,443万7,180円とあるのに対しまして、当年度の減価償却額が2,165万3,180円、年度末残高が2,278万4,072円となっておりますけれども、このことについて具体的にどういったものなのか、説明をお願いしたいと思います。

同じくこちらのその他無形固定資産につきまして、その他の無形固定資産というものがあるわけですけれども、当年度増加額が4,400万円となっていますが、このことについても具体的な説明をお願いできればと思います。

以上です。

**議長（新井利朗議員）**　経営企画課長。

（八木　修経営企画課長登壇）

**八木　修経営企画課長**　それでは、清野議員の質疑に対しましてお答えいたします。

令和４年度水道事業決算書38、39ページの（２）、無形固定資産、水利権につきましてご説明をさせていただきます。まず、無形固定資産の減価償却につきましては、直接法を採用しておりまして、固定資産の帳簿価額、決算書でいいます当年度当初現在高を毎期ごとに減少させていくという方法をとっております。また、このご質問の水利権につきましては、統合前の小鹿野町水道事業が平成15年度に４億1,798万3,888円、そして平成16年度に753万8,096円、平成17年度に754万216円と３か年にわたりまして埼玉県企業局に対しまして負担することによりまして取得しました合角ダムの建設に係ります水利権でございます。こちら償却期間につきましては20年償却となっております。こ

れにより算出されました令和４年度の減価償却額は、平成15年度取得分が2,089万9,194円、平成16年度取得分が37万6,904円、平成17年度取得分が37万7,010円の合計しますと2,165万3,108円となります。当年度の当初残高4,443万7,180円より、令和４年度分の減価償却額が2,165万3,108円、こちらを差し引きまして年度末残高は2,278万4,072円となりまして、翌年度令和５年度に引き継がれるというふうな形になります。

次に、その他無形固定資産でございます。当年度の増加額4,400万円についてでございますが、令和２年度から令和４年度の債務負担行為によりまして、導入を行いました水道施設台帳管理システム、こちらの導入費用でございます。こちらにつきましてはソフトウエアですとかシステム開発、また現地調査費等を取得価格としましてその他無形固定資産と整理しまして、償却期間５年間にて令和５年度より償却を行う予定でございます。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　ほかに質疑ございませんか。

16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　猪野武雄でございます。私からは、この決算審査意見書、これから質問させていただきます。

まず最初に、１点目、６ページなのですけれども、下から11から９行目にかけて、有収率の記載ございます。この理想とする有収率の達成の時期について、どういう見込みがあるのでしょうか。

それから、次の７ページになりますけれども、一番下の事業ですけれども、水道料金の収入未済額がございますけれども、これの収入未済額の収入見通しについては、どういうふうな状況なのでしょうか。

あともう一つ、11ページになります。下から４行目、２行目にかけてゼロ債務負担行為の工事が設定されていますけれども、どういった工事が該当するのか、この３点につきましてお尋ねいたします。

**議長（新井利朗議員）**　経営企画課長。

（八木　修経営企画課長登壇）

**八木　修経営企画課長**　それでは、猪野議員の質問に対しましてお答えいたします。

理想とする有収率の達成時期についてでございますが、意見書のほうにもあるとおり、現在の秩父広域の有収率につきましては81.9％と、ここ数年微増の状態が続いております。また、老朽管等の管路の更新率につきましては0.79％となっておりまして、広域化によります補助金の活用により、他の事業体と比較し高い率は確保はしているものの、管路の老朽化に更新が追いついていないというふうな状況が見て取れる状況でございます。理想とする有収率としては、まずは国内の同規模類型指標でございます値を目標とすることが現実的と考えております。また、有収率低迷の原因としましては、配水管本管からの漏水もさることながら、本管から宅内へ分岐している本管からメータ

一手前までの部分でございます個人所有の部分になるのですけれども、こちらからの漏水も大きく疑われているところです。水道局としましては、引き続き専門業者によります漏水調査にも取り組みまして、同規模類型の値であります84.2％程度には、広域化事業が終わる令和７年度末には到達できればと考えております。

次に、収納未済額の件でございますが、収納未済額3,760万6,455円のうち、2,669万150円につきましては令和４年度の調定分で、残りの1,091万6,305円は令和３年度以前の分でございます。令和４年度分につきましては、本年６月末の現在の数字でいきますと2,496万9,544円、およそ94％がその後納入されております。その後の対応としましては、なるべく滞納にならないように催告、そして給水停止によりまして支払いを促すような手続を取っております。また、過年度分につきましては、支払いの約束の取りつけですとか、分割納付等を使用者の方と連絡を取り合いながら、収納を促すというふうなことを取っております。そして、未納の解消に努めているというふうな状況でございます。

続きまして、ゼロ債務負担行為の設定によります対象工事でございますが、令和４年11月定例会に補正予算にて提出しまして、議決をいただきました７事業でございまして、事業名を申し上げますと、別所浄水場場内給水ポンプ更新工事、次に市道久那91号線配水管布設替え工事、そして安谷川浄水場残留塩素計更新工事、次に三峰浄水場ろ過流出弁更新工事、大滝橋配水管添架調査設計業務委託、そして横瀬町姿見山浄水場送水布設工事、最後に横瀬町権現橋配水管布設替え添架工事でございます。こちらにつきましては、７事業とも令和４年度中の契約締結を行いまして、令和５年度当初より工事に着手をしております。これによりまして、実施時期の平準化、そして早期着工に寄与したものと考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）**　ありがとうございました。収入未済の関係ですけれども、いろいろ努力されて収入未済がない状況をつくっていくということで大変結構なことなのですけれども、ただ残念ながら催告しても納入されないケースもあると思います。それで、先ほどの説明の中で給水停止をするということまで最終的には見込むのでしょうけれども、命にかかわる問題ですので、どういったところで給水停止をするのか、その辺の基準がありましたら教えてください。

**議長（新井利朗議員）**　経営企画課長。

（八木　修経営企画課長登壇）

**八木　修経営企画課長**　給水停止につきましては、まずは納入のお約束をさせていただきます。そして、お約束が守れなかった場合といいましょうか、そういった場合には停止をかけるというふうな最終的な手段を取っております。その前段階でお客さんのほうとは連絡を取り合いながら、止める前にお支払いをいただく、または次のお約束をいただくというふうな形を取っております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり利益の処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（新井利朗議員）**　総員起立であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

○議案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（新井利朗議員）**　次に、議案第19号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長**　議案第19号　秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の２ページを御覧ください。

このたびの改正では、職員が安心して子育てをしながら職務に専念できるよう、働きやすい職場環境づくりをより一層推進するため、子の小学校就学後も部分休業と同様に取り扱うことができる新たな休暇制度として、子育て時間を設けるものでございます。

具体的には、議案の中段の第15条の３にございますとおり、６歳に達する日以後の最初の４月１日から12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、つまり小学校１年生から６年生ま

での子を持つ職員を対象としてございます。休暇の取得単位は、１日に２時間を超えない範囲内で30分を単位としまして、始業時刻から連続して取得または終業時刻まで連続して取得できるものでございます。また、この子育て時間を取得した時間は、部分休業と同様に、いわゆる無給となり、給与から減額するものでございます。

なお、当組合のような一部事務組合は、一般的に市町村より知名度が低い上、秩父地域の少子化に伴う公務員の受験対象人口の減少、さらには昨今の民間企業等の積極的な採用活動や勤務条件の向上などに伴う公務員全体の受験者数の減少という課題がございますが、本制度の導入により、職員の子育てに対する福利厚生をより充実させることにより、職場としての魅力を向上させることで、人材確保によい影響があると考えております。

最後に、本改正条例は、附則にございますように、公布の日から施行することといたしたくご提案するものでございます。

以上で議案第19号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（新井利朗議員）**　以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

７番、木村隆彦議員。

**７番（木村隆彦議員）**　７番、木村でございます。１点だけ質問させていただきます。

この勤務時間の短縮で２時間休暇が取れるということなのですけれども、休暇を取った場合に、他の職員に対しての負担はどうなるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

**議長（新井利朗議員）**　管理課長。

（本峯治彦事務局次長兼管理課長登壇）

**本峯治彦事務局次長兼管理課長**　ただいまの木村議員の質問に対してお答え申し上げます。

この制度を取得した場合、他の職員への影響ということでございますが、できるだけその課の所属長、また課員を含めて協力した体制を取りながら、職員が子育てに専念できるような職場環境に協力していただいて、組合として働きやすい職場環境を築いていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（新井利朗議員）**　７番、木村隆彦議員。

**７番（木村隆彦議員）**　７番、木村でございます。働きやすい職場環境ということなのですけれども、その人にとってはいいのかもしれないけれども、その周りの人にとっては逆に負担になるのではないかなというふうに思いますので、有効な活用にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（新井利朗議員）**　総員起立であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（新井利朗議員）**　次に、議案第20号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

**野澤好博事務局長**　議案第20号　令和５年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第２回）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の１ページを御覧ください。

本補正は、第１条にあります歳出予算の補正と第２条の債務負担行為の設定を行いたいものでございます。まず、歳出予算の補正でございますが、２ページの第１表歳出予算補正を御覧いただきますと、４款衛生費、２項清掃費を1,265万円増額し、８款１項予備費を同額の1,265万円減額したいものです。なお、本補正にあっては歳入財源の補正が伴わないことから、現計予算額の39億1,550万6,000円に増減はございません。

次に、債務負担行為の設定でございますが、３ページの第２表債務負担行為を御覧いただきますと、小鹿野し尿処理センター運転管理業務委託料を対象とするものでございます。この運転管理業務は、令和６年３月31日に現在の委託契約期間が満了することから、令和５年度中に委託先となる業者を公募型プロポーザル方式により選定し、令和６年４月１日から令和９年３月31日までの３か

年間を運転管理業務の期間とする契約を締結したいため、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、令和５年度中の予算執行は予定していないため、歳出予算への計上はございません。

続いて、歳出補正の内容を事項別明細書でご説明いたします。８ページ、９ページをお開きください。４款衛生費、２項清掃費、２目クリーンセンター費につきまして、10節需用費を1,265万円増額し、補正後の額を５億8,332万9,000円とするものでございます。秩父クリーンセンターには、ごみクレーンが２台設置され、交互に使用しておりますが、このうちの１台について、バケットを上げ下げするワイヤーを巻き上げるドラムと呼ばれる部品がございますが、これが経年劣化により亀裂が入り、使用できない状態となっており、速やかな交換修理が必要であることから、交換修理に要する経費を需用費の修繕料に計上するものでございます。

なお、これに伴う財源を８款１項１目の予備費から充当するため、同額を減額したいものでございます。

以上で議案第20号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます

**議長（新井利朗議員）**　以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（新井利朗議員）**　総員起立であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（新井利朗議員）**　次に、議案第21号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

**北堀史子水道局長**　議案第21号　令和５年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第１回）についてご説明申し上げます。

議案書の５ページを御覧ください。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、水道料金、負担金、委託料等の変更と、資本的収入及び支出における負担金、建設改良費の変更、継続費の見直しを行うものでございます。

第１条は省略いたしまして、第２条は業務予定量のうち（４）、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第３条収益的収入及び支出についての補正でございますが、収益的収入の第１款第１項営業収益でございますが、1,267万2,000円を減額するものでございまして、今年度秩父市及び長瀞町が実施を予定する水道基本料金減免措置に伴う水道料金収入の減額及び負担金の増額によるものでございます。

次に、第２項営業外収益につきましては1,952万5,000円を増額するものでございまして、今回の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の見直しによる補正でございます。

次に、収益的支出の第１款第１項営業費用でございますが、136万4,000円を増額するもので、秩父市及び長瀞町が実施を予定する水道基本料金減免措置に必要な水道料金システム改修委託料の増額でございます。

続きまして、第４条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補てん財源に関する内容を、それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下段にございます資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入の第１款第３項他会計負担金でございますが、今回の建設改良費の補正に伴います秩父市からの工事負担金収入1,000万円を増額するものでございます。

次に、資本的支出の第１款第１項建設改良費でございますが、6,877万8,000円を増額するものでございまして、緊急に交換が必要となった皆野町浄水場内表洗ポンプ交換工事１件、横瀬町姿見山配水池築造に係る監理業務委託１件、道路改良等に伴う配水管布設工事５件、舗装工事に伴う皆野・長瀞下水道組合の工事負担金１件の合計８件を見込んだことによる増額補正でございます。

次に、第５条継続費の補正につきましては、新たに横瀬町姿見山配水池築造工事監理業務委託を、令和５年度から３か年の継続事業として総額2,015万2,000円を新規に計上し、当初予定しました市

道原谷268号線ほか配水管布設替え工事について、総額を1,400万円増額し１億2,950万円とし、令和６年度年割額の修正を行ったものでございます。

以上で議案第21号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（新井利朗議員）**　以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（新井利朗議員）**　総員起立であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（新井利朗議員）**　次に、議案第22号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（北堀　篤管理者登壇）

**北堀　篤管理者**　議案第22号　秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員であります髙橋正樹さんにつきましては、本年７月31日で任期が満了となるため、引き続き髙橋正樹さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第９条の２第２

項の規定に基づきましてご提案するものでございます。

髙橋正樹さんの住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。現在、髙橋さんは株式会社むさしのの代表取締役の職に就かれております。

なお、委員の任期は、地方公務員法第９条の２第10項の規定により、本年８月１日から令和９年７月31日までとなります。どうかご審議よろしくお願いいたします。

**議長（新井利朗議員）**　以上で説明が終わりました

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（新井利朗議員）**　討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（新井利朗議員）**　総員起立であります。

よって、議案第22号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

**議長（新井利朗議員）**　以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　１時４６分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年７月２８日

議　　長　　新　　井　　利　　朗

署名議員　　赤　　岩　　秀　　文

署名議員　　木　　村　　隆　　彦

署名議員　　小　　櫃　　市　　郎